

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項	排水設備設置義務の免除に係る許可	給排水課、 上下水道部 玉山事務所

1 審査基準は、次のとおりとする。

次の要件を全て満たす場合に免除を行うことができる。

- (1) 免除により公共用水域に排除される下水（以下「免除による下水」という。）の水質は、下水道法第8条に定める基準に適合しているか、又はそれ以上に良質化していること。
- (2) 免除による下水を直接排除することが適当な公共用水域があることなど、公衆衛生等の面で支障がないこと。
- (3) 免除による下水を排除する施設は、適正なものであること。
- (4) 免除による下水を排除する施設と排水設備は、完全に分離した排水系統とし、かつその系統が容易に確認できること。
- (5) 源水の取水量および免除による下水を排除量が測定できること。
- (6) 免除による下水の排除状態を常時把握できる体制であること。

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。